事業者各位　　栃尾建築組合

『石綿作業の業務』に係わる特別教育のご案内

労働安全衛生法（安衛法第59条第3項、安衛則第36条）により
『石綿使用建築物等の解体等の業務』に労働者を就かせる時は、
当該業務に関する安全又は衛生の特別の教育が義務付けられております。
当講習センターでは、『石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業の業務』に
係わる特別の教育を下記のとおり開催致しますのでご案内致します。

講習日	令和8年11月26日（木）
時間	・受付　13：10 ・開始　13：20～18：00（終了予定）
会場	栃尾商工会 3階ホール （　長岡市谷内2-5-9　）
持ち物	筆記用具・本人確認証
修了証	所定の時間受講した方に修了証を交付致します。
受講料	10,000円（テキスト代、消費税込）

商工会会員の方へ

受講料の補助を受けられます！

受講料の3分の1
（千円未満の端数は切り捨て）
が補助されます。

ご希望の方は栃尾商工会までご連絡下さい。

申込先	栃尾建築組合（事務局：栃尾商工会） 〒940-0295 新潟県長岡市谷内2丁目5番9号 栃尾秋葉門前商工プラザ「とちパル」2階 TEL　0258-52-4191　FAX　0258-52-4135
申込期限	11/18(水)　まで

カリキュラム	
受付・オリエンテーション	13:10～
石綿の有害性	13:20～13:50 （休憩5分）
石綿等の使用状況	13:50～14:55
石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置	14:55～15:55
保護具の使用方法	15:55～17:00 （休憩5分）
その他石綿等のばく露防止に関し必要な事項	17:00～18:00

『石綿作業の業務』に係わる特別教育受講申込書

希望受講日	令和8年11月26日			
受講者	氏　名（必須）	フリガナ		生年月日（必須）
				昭和・平成　年　月　日
	〒□□□－□□□□　事業所欄にご記入のある方は、「個人住所」は記入不要です。 現住所 連絡先（　）			
事業所	※事業所欄は、個人でお申し込みの場合はご記入不要です。 〒□□□－□□□□ TEL　－　－　FAX　－　－			

〒950-0162　新潟市江南区亀田大月3-6-11

講習機関：　㈱東新重工　亀田講習センター